

# I 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

### (1) 体育・スポーツの役割

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、健康で文化的な生活を営む上で重要な役割を果たします。特に現代社会においては、日常の楽しみとして、青少年の教育として、さらには、生きがいとして、多くの人々に親しまれ互いの交流を促しています。

また、グローバル化し多様な価値が存在する複雑な社会にあって、スポーツは、政治的・経済的・文化的にも重要な影響を与えています。このスポーツの持つ力を主体的かつ健全に活用することはスポーツに携わる人たちの新しい責務となっています。<sup>1)</sup>

国においては、平成23年6月24日にスポーツ基本法<sup>2)</sup>（平成23年法律第78号）公布、8月24日に施行されました。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と明記され、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

本県においても、平成22年第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の成功などを背景とする県民のスポーツ振興への期待を受け、平成22年12月県議会で「千葉県体育・スポーツ振興条例」<sup>3)</sup>（平成22年条例第61号）が制定されました。「体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与すること」を目的に掲げ、体育・スポーツの基本理念と目指すべき施策の方向性を示すものです。

こうした中、本県をホームタウンとするプロ野球やプロサッカーチームに続き、プロバスケットボールチームの誕生、スポーツ施設への指定管理者制度等の導入、施設の長寿命化を目指すアセスマネジメント<sup>4)</sup>の検討など、スポーツを取り巻く環境が変化するとともに、急速な高齢化社会が及ぼす健康づくりや介護予防等への意識の高まりなど、県民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化しています。

さらに、大規模スポーツイベントの開催などは、経済的な波及効果や地域の活性化等を生むことから、東京湾アクアラインや豊かな自然など、本県の持つ数多くの宝・ポテンシャル<sup>5)</sup>を最大限に活かしたスポーツによる「ちばブランド」の確立など、新たな役割も期待されています。

このような状況を踏まえ、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支えあう「スポーツ立県ちば」の実現に向け、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」で醸成されたスポーツの「する・みる・ささえるスポーツ」といった優れた環境<sup>6)</sup>等をしっかり引き継ぎ、本県の持つ様々なポテンシャルをさらに高め、県民のスポーツへの参加促進と競技力向上などスポーツの推進に積極的に取り組んでまいります。

### (2) 本県が進めてきた体育・スポーツ振興への取組の概要

本県では生涯学習社会の確立を目指し、広く県民に健康・体力づくりをはじめとした、「体育・スポーツ」への関わりを広めることが県行政の重要な役割の一つであると考え、県民への具体的な関わりを推進する市町村との役割分担を明確にしながら連携することで、様々なスポーツ振興施策を展開してきました。昭和36年に施行され

たスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を受けて、昭和37年に千葉県スポーツ振興審議会を発足させ、第1次「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定し、その後改定を加え体育・スポーツの振興に努め、平成23年度を終期とする第10次「千葉県体育・スポーツ振興計画」に至るまで継続して、県の施策である「千葉県教育長期ビジョン」（平成11年千葉県教育委員会策定）と連携しながら体育・スポーツの振興を図ってきました。

その間、国民体育大会（若潮国体：昭和48年）を開催するとともに、国際千葉駅伝（昭和63年より開始）、第41回世界卓球選手権大会（平成3年）、全国スポーツ・レクリエーション祭（平成5年）、世界フィギュアスケート選手権大会（平成5年）、世界柔道選手権大会（平成7年）、UITワールドカップ・クレ射撃大会（平成7年）、国際卓球選手権大会（平成9年）、バレーボール世界選手権大会（平成10年）、世界大学ウエイトリフティング選手権大会（平成11年）、平成17年度には全国高等学校総合体育大会（2005千葉きらめき総体）、平成22年には第65回国民体育大会（2010ゆめ半島千葉国体）及び第10回全国障害者スポーツ大会（2010ゆめ半島千葉大会）を開催してきました。

また、スポーツ指導者の養成事業として、昭和57年度から本県独自の「千葉県社会体育公認指導員」の養成、県内各市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブを設立することを目指して、平成13年度に千葉県広域スポーツセンター事業を立ち上げ、公益財団法人千葉県体育協会<sup>7)</sup>（以下、県体育協会という。）と連携し、平成16年度からクラブマネジャー養成講習会を開催するなどクラブ運営の人材育成やクラブの育成・支援を行ってきました。

さらに、学校体育においては、「運動に親しむ資質や能力の育成」「健康の保持増進」及び「体力の向上」を重点目標として推進し、平成19年度より、いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」<sup>8)</sup>事業を展開しています。「運動を实践すること」「運動を生涯にわたって実践する能力を育てること」を目的に、「学校体育研究活動」の推進や「指導力向上のための研修会」等の施策を展開し、平成21年度より「体育の授業マイスター」認定事業<sup>9)</sup>をスタートさせました。

こうした「体育・スポーツ」の推進により、子どもたちの体力・運動能力（文部科学省並びに千葉県の体力・運動能力調査）をみると、平成10年度から実施している新体力テスト施行後13年間の合計点の年次推移で小学校高学年以上の年代では、緩やかな向上傾向を示してきたことや、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の大成功は、県民に夢や希望を与え、より多くの県民にスポーツの楽しさや感動を与えるとともにスポーツへの興味・関心が高まってきました。

### （3）本県が進めてきた「健康づくり」への取組

健康づくり分野においては、平成21年3月に改定した県の健康増進計画である「健康ちば21」に基づき、「平均寿命の延伸」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を基本目標に施策を展開しています。「健康ちば21」では、運動・栄養をはじめとした11の分野において、目標値を定めており、身体・運動活動分野では、「日常生活における歩数の増加」「運動習慣者の増加」を目標としています。

平成22年度に実施した「健康ちば21」の中間評価では、「日頃から日常生活の中で、健康の保持増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人」<sup>10)</sup>はやや増加傾向にあるものの、「日常生活における歩数」「運動習慣のある者の割合」<sup>11)</sup>は、減少傾向にあり、今後も自発的な健康づくりの実行を促す取り組みを進めていく必要があります。

平成18年8月にオープンした千葉県福祉ふれあいプラザ「介護予防トレーニングセンター」において、壮年期（40歳以上）からの健康づくり（介護予防）を支援しています。また、地域において、生きがいつくりや健康づくりを進めるため、老人クラブ活動を支援しています。

さらに、障害のある人のスポーツを推進し、自立と社会参加を促進することを目的として、従来、知的障害・身体障害別に開催していたスポーツ大会を平成12年度から「千葉県障害者スポーツ大会」として統一し、平成15年度の大会から精神障害のある人も参加し、それぞれの特性に応じて競技に参加できる総合的なスポーツ大会として開催しています。

## 2 計画の性格

第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これまでの取り組みの成果や現状を踏まえるとともに、平成23年6月公布されたスポーツ基本法の趣旨や、平成22年12月に制定された千葉県体育・スポーツ振興条例に基づき、本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した、総合的な指針を示すものであり、県民・行政・スポーツ関係者（団体）等が、本計画の目標を共有し、その実現に向けて取り組む内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、スポーツ基本法及び千葉県体育・スポーツ振興条例を踏まえ、千葉県教育委員会が策定し、「生涯スポーツの推進」「子どもの体力向上と体育の充実」「競技力の向上」「スポーツ環境の整備」<sup>12)</sup>「スポーツを活用した地域の活力づくり」の5つを計画の柱とします。
- (2) 千葉県では、昭和37年度より、5か年間隔で体育・スポーツ振興計画を策定し、今回、スポーツ基本法の制定に伴いその趣旨を踏まえ、千葉県体育・スポーツ推進計画と名称を変更し、第11次の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

## 3 計画の期間

平成22年の「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の開催により、県民のスポーツへの興味・関心は高まり、両大会を契機とした本県体育・スポーツの一層の推進は、「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すものであり、平成24年度から平成28年度にわたる5年間を見据えた計画です。

本計画に基づく施策を強力に推進するとともに、この計画の進捗状況については、県教育委員会が千葉県スポーツ推進審議会<sup>13)</sup>に報告し、その意見を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

また、この計画は、社会状況の変化や、国のスポーツ基本計画、県の総合計画、教育基本計画の改訂を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## II 策定の経過

### 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定の流れ

年度	月	策 定 業 務
22	8	○体育課内検討会議
	9	○第1回千葉県体育・スポーツ振興計画策定検討会議
	10	○現行振興計画の成果と課題及び今後の見通しの取りまとめ
	11	
	12	○「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定、公布・施行
	1	○千葉県スポーツ振興審議会にて新規振興計画策定に向けての審議
	2	○新規振興計画の構成図（案）の作成
	3	○新規振興計画の構成図（案）の取りまとめ
23	4	○新規振興計画構成図（案）、新規振興計画（案）の検討
	5	○新規振興計画構成図（案）の作成
	6	○新規振興計画骨子（案）の作成 ※スポーツ基本法の公布
	7	○千葉県スポーツ振興審議会にて新規計画骨子（案）の審議
	8	○新規振興計画（素案）の作成 ※スポーツ基本法の施行
	9	○ワーキンググループにて新規計画（案）の作成について協議 ○新規振興計画骨子（案）の検討
	10	○新規振興計画（案）の検討
	11	○新規振興計画（案）の検討
	12	○新規振興計画（案）の作成 ※千葉県スポーツ推進審議会条例制定
	1	○千葉県スポーツ推進審議会にて（仮称）第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案）を審議
	2	○（仮称）第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案）について パブリックコメント実施 ○千葉県スポーツ推進審議会にて、第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（最終案）を審議 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（案）を確定 ○千葉県教育委員会会議にて、 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定
	3	